

資料 1

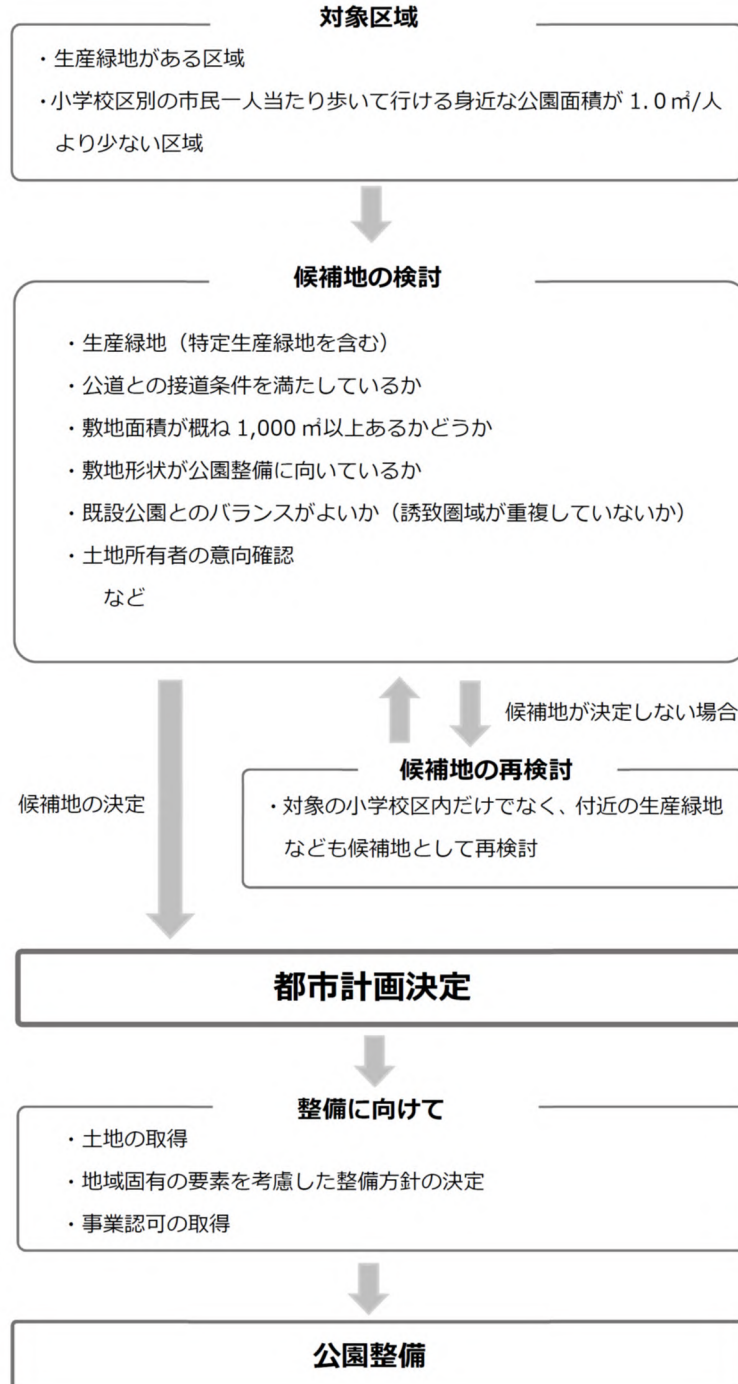
都市計画公園の検証内容について

## 都市計画公園の検証内容について

### 1. 生産緑地を活用した新たな公園整備

#### ①生産緑地を活用した新設公園整備のフロー

都市計画公園・緑地の今後の方針で定めた次のフローに従い、新たな都市計画公園の整備を進める。



②新たに整備する公園について

今回、都市計画に追加する公園の整備により、上ヶ原小学校区の一人当たり歩いて行ける身近な公園面積が 1.02 m<sup>2</sup>/人に改善する。

なお、0.1ha 以上の都市公園を市が新たに整備する場合は、都市計画に位置付けることを原則としている。

名称		位置	小学校区	生産緑地 地区	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	小学校区別市民一人当たり歩いて 行ける身近な公園面積(m <sup>2</sup> /人)	
番号	公園名					【変更前】	【変更後】
2.2.3106	上ヶ原四番町中公園	上ヶ原四丁目	上ヶ原小	○	約2,500	0.84	⇒ 1.02

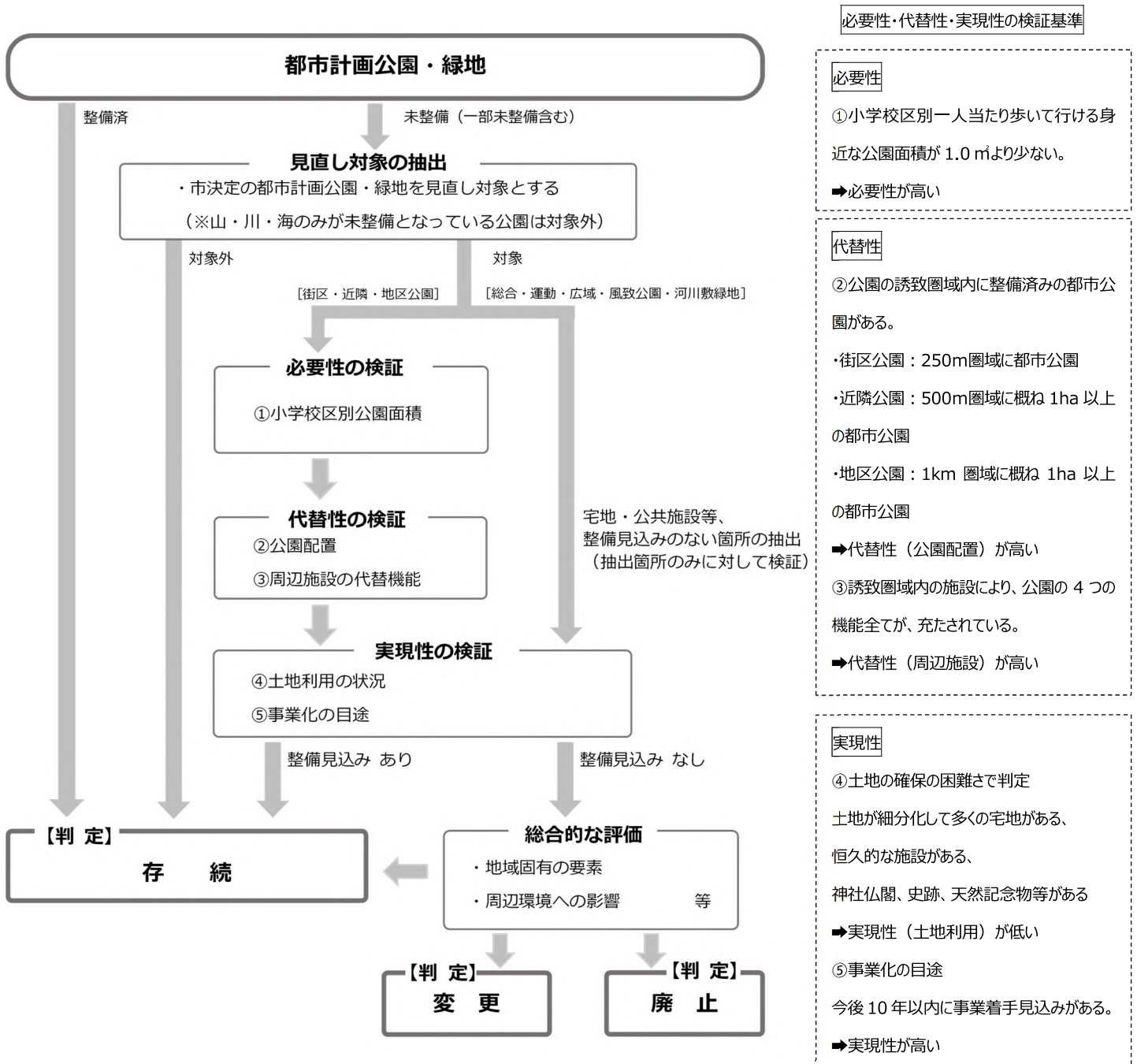


小学校区および新たに整備する公園の位置図

## 2. 未整備都市計画公園・緑地の見直し

### ①見直しフロー

都市計画公園・緑地の今後の方針で定めた次のフローに従い、必要性・代替性・実現性の検証を行い、その結果が「変更」・「廃止」となる公園・緑地については、総合的な判断を行い最終的な「存続」・「変更」・「廃止」の判定を行う。



②検証結果一覧

今回、検証を行った7公園の結果は以下の通りとなる。

種別	名称		面積(ha)			検証項目					総合的な評価	判定
						必要性 高い:○ 低い:×	代替性 高い:× 低い:○		実現性 高い:○ 低い:×			
	番号	公園名	計画	供用	未供用	① 学区面積	② 配置	③ 機能	④ 土地利用	⑤ 事業見込		
街区	2.2.3034	久寿川公園	0.18	0.11	0.07	×	×	○	×	×	変更	面積及び区域の変更
	2.2.3041	与古道公園	0.12	0.07	0.05	×	×	×	×	×	変更	区域の変更
	2.2.3051	北口駅前公園	0.10	0.08	0.02	×	×	×	×	×	変更	面積及び区域の変更
	2.2.3097	山口樋ノ谷公園	0.43	0.42	0.01	×	×	×	×	×	変更	面積及び区域の変更
地区	4.4.305	津門中央公園	4.40	4.20	0.20	×	×	—	×	×	変更	面積及び区域の変更
総合	5.5.303	西宮浜総合公園	10.30	10.20	0.10	—	—	—	×	×	変更	面積及び区域の変更
特殊	7.6.301	北山公園	97.80	9.00	88.80	—	—	—	×	×	変更	面積及び区域の変更

※○・×・—の表記について

必要性：高ければ○、低ければ×。 代替性：高ければ×、低ければ○。

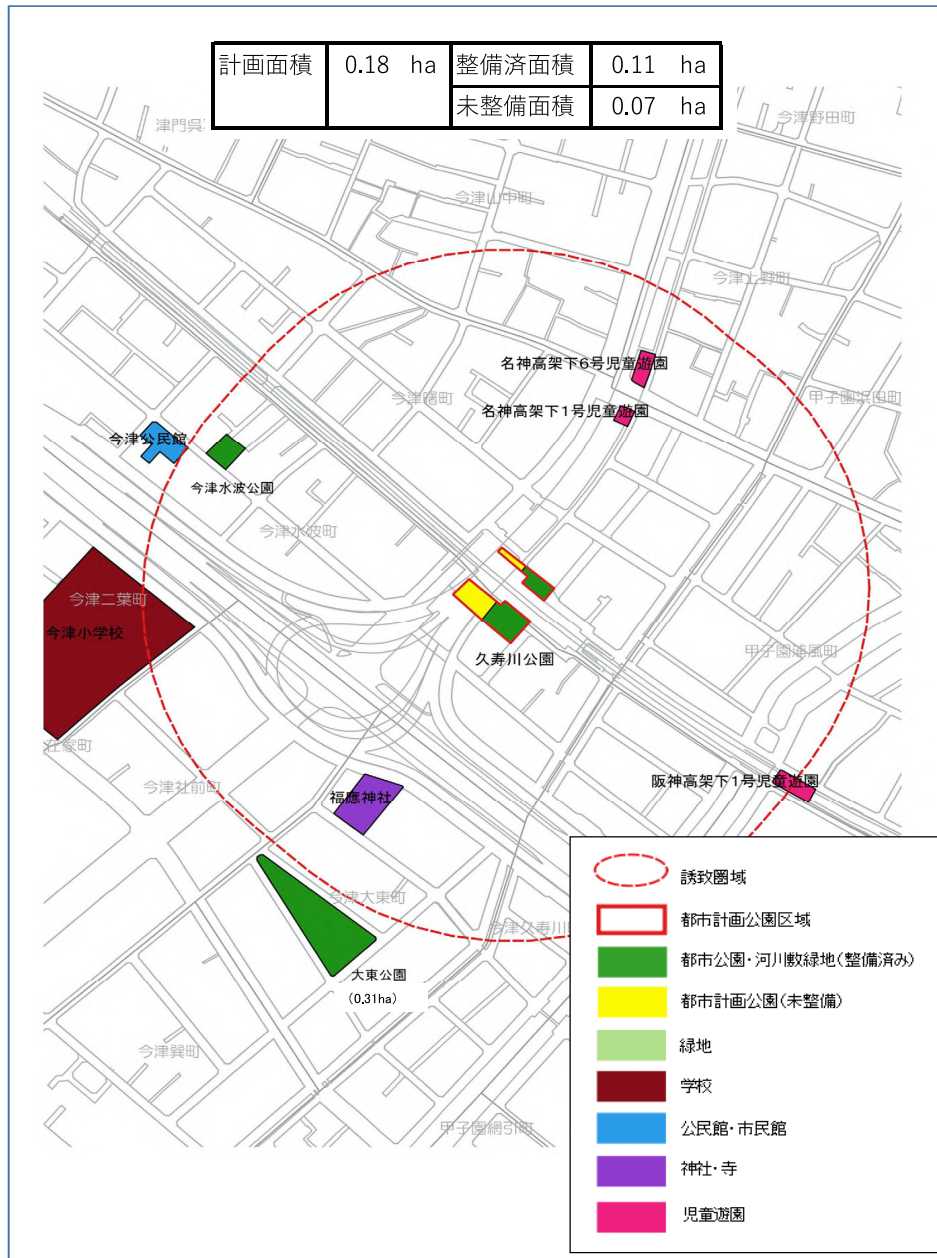
実現性：高ければ○、低ければ×。 —：検証対象外。

× は見直し（変更・廃止）を示す検証結果、○ は整備（存続）を示す検証結果となる。



### ③公園別検証結果

#### 2.2. 3034号久寿川公園 公園種別：街区公園



■**必要性** (津門小学校区、今津小学校区) ※↓津門0.66㎡/人、今津4.61㎡/人の平均  
 ①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積：2.64㎡/人 > 1.0㎡/人  
 ⇒ 必要性 (①) 低い (×)

■**代替性**  
 ②公園配置：誘致圏域 (250m) 内に整備済の都市公園がある。  
 ⇒ 代替性 (②配置) 高い (×)  
 ③周辺施設の代替機能

機能	①都市環境 ②景観	③防災 ④レクリエーション
周辺施設		
都市公園・河川敷緑地	0.05	0.05
緑地	0	-
学校	-	0.13
公民館・市民館等	-	0
神社・寺	(0.15)	-
合計	<b>0.05 (0.2)</b>	0.18

<未整備面積0.07ha

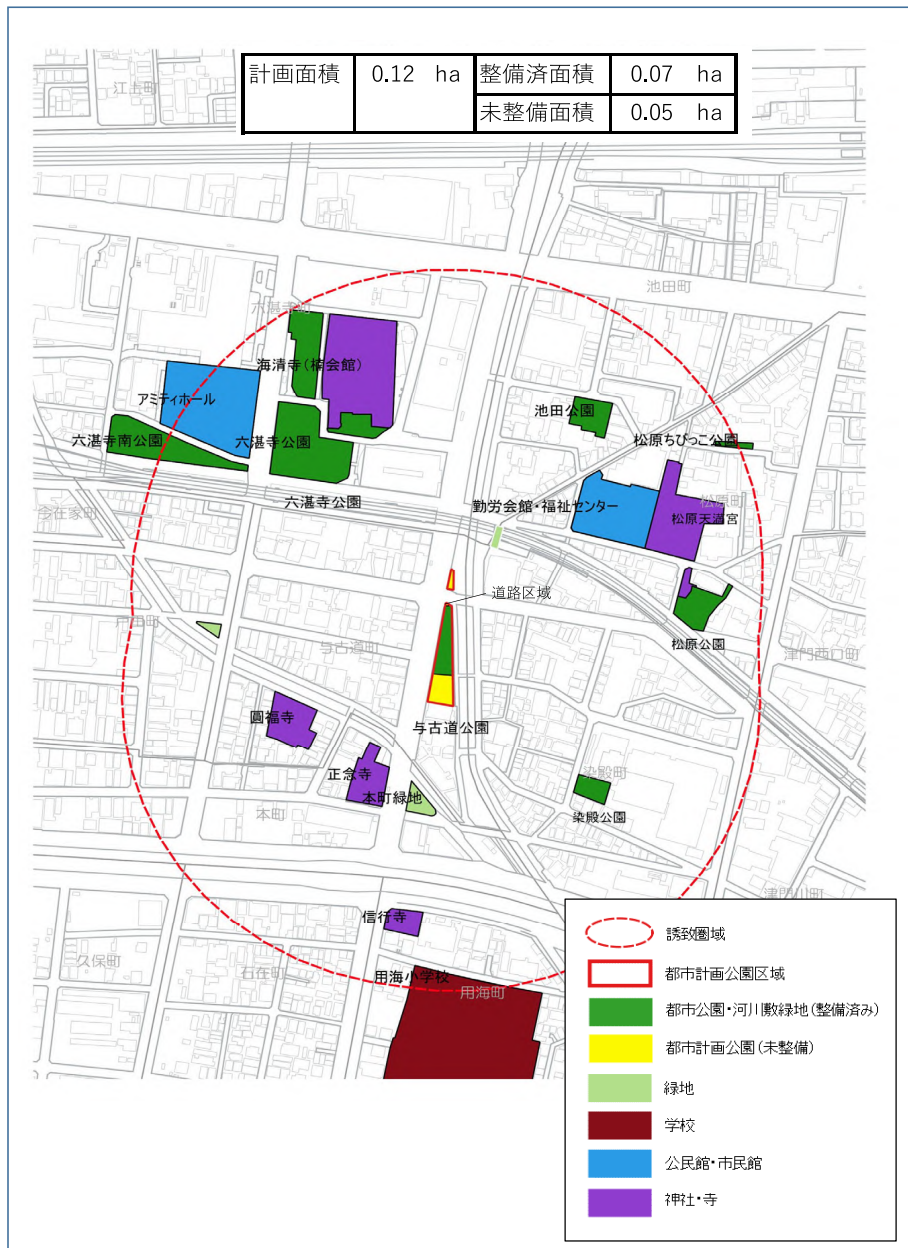
⇒ 代替性 (③機能) 低い (○)

■**実現性**  
 ④土地利用の状況：恒久的な施設 (道路区域 西第944号線、西第1230号線) として  
 供用されている。  
 ⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)  
 ⑤事業化の目途 (今後10年間)：なし  
 ⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

■**総合評価 (地域固有の要素など、その他検証事項) :**  
 ・未整備面積以上の代替機能は有していないものの、歩いて行ける身近な公園面積は1.0㎡以上確保できており、誘致圏域内には今津水波公園がある。また、誘致圏の境界付近に大東公園があることや児童遊園もいくつかあり、これらにより未整備区域の代替性は概ね確保されている。  
 ⇒公園機能が充足しており、道路区域は整備見込みのないため廃止する。

判定：変更 (一部廃止)  
 未整備区域の全て (道路区域) を廃止する。(区域変更後の面積：0.11ha)

2.2.3041号与古道公園 公園種別：街区公園



■必要性 (用海小学校区)  
 ①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積：2.28㎡ > 1.0㎡  
 ⇒ 必要性 ① 低い (×)

■代替性  
 ②公園配置：誘致圏域 (250m) 内に整備済の都市公園が複数ある。  
 ⇒ 代替性 ②配置 高い (×)  
 ③周辺施設の代替機能

機能	①都市環境	③防災
周辺施設		④レクリエーション
都市公園・河川敷緑地	0.92	0.92
緑地	0.03	-
学校	-	0.09
公民館・市民館等	-	0.51
神社・寺	(1.12)	-
合計	0.95 (2.07)	1.52

> 未整備面積0.05ha

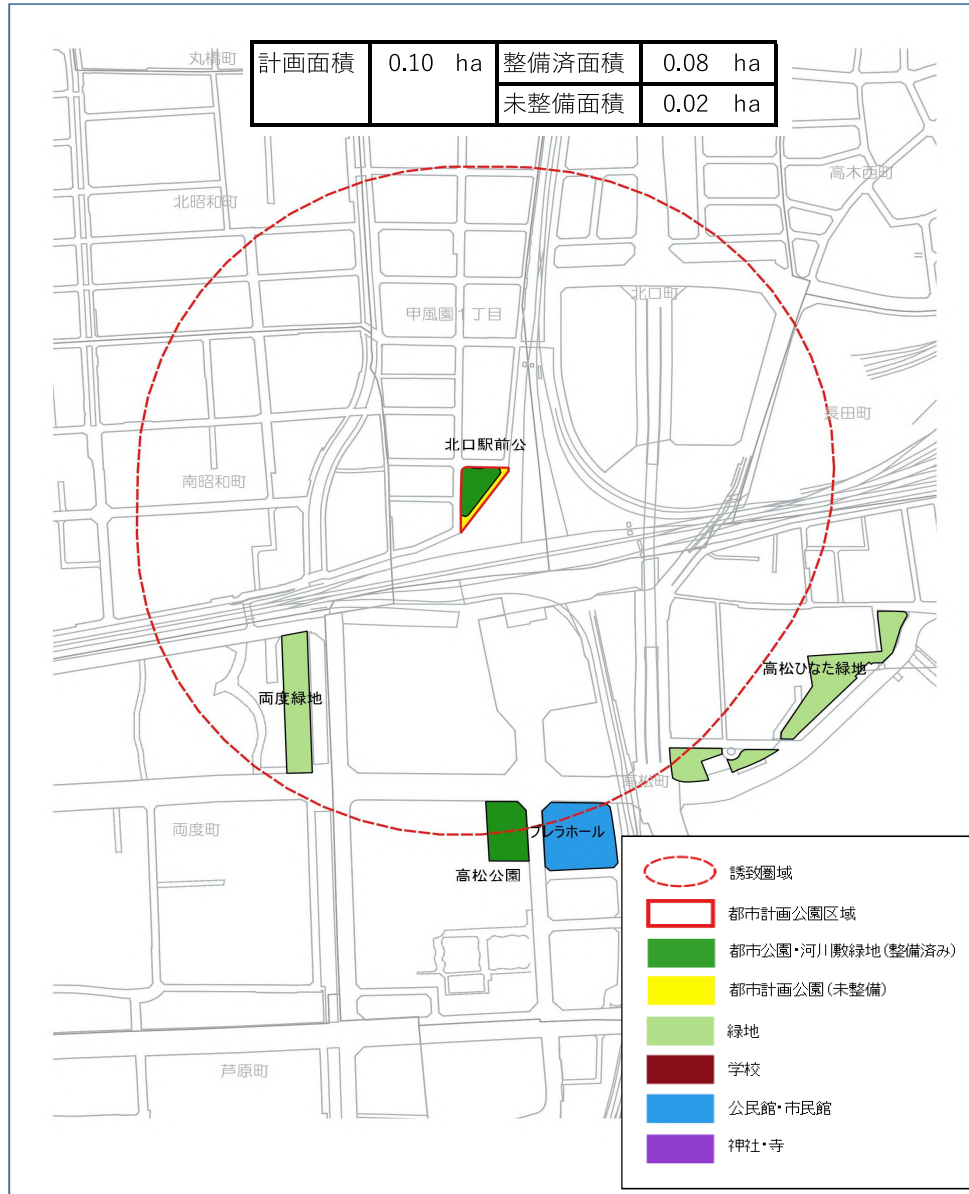
⇒ 代替性 ③機能 高い (×)

■実現性  
 ④土地利用の状況：南側の未整備区域には市立保育園が立地しており、一部は恒久的な施設 (道路区域) として供用されている。北側の未整備区域は既に公園の整備がされている。  
 ⇒ 実現性 ④土地利用 低い (×)  
 ⑤事業化の目途 (今後10年間)：なし  
 ⇒ 実現性 ⑤事業見込 低い (×)

■総合評価 (地域固有の要素など、その他検証事項)：  
 ・北側の未整備区域は既に与古道公園と一体の整備がされている。  
 ・南側の未整備区域にある保育園は、保育園建替え (H30年頃実施) 後10年程度の供用を想定しており、恒久的な施設とはいえない。将来、土地利用が転換された時に公園整備を検討する。  
 ・道路として供用されている部分は、整備の必要性が低い。  
 ⇒ 道路区域は整備の必要性がないため廃止、道路部分以外は将来整備予定のため存続。

判定： **一部廃止**  
 未整備区域のうち道路区域を廃止する。(区域変更後の面積に変更なし：0.12ha)

2.2. 3051号北口駅前公園 公園種別：街区公園



■必要性 (高木小学校区)

①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積：1.45㎡ > 1.0㎡

⇒ 必要性 (①) 低い (×)

■代替性

②公園配置：誘致圏域 (250m) 内に整備済の都市公園が複数ある。

⇒ 代替性 (②配置) 高い (×)

③周辺施設の代替機能

機能 周辺施設	①都市環境 ②景観	③防災 ④レクリエーション
	都市公園・河川敷緑地	0.07
緑地	0.25	-
学校	-	0
公民館・市民館等	-	0.05
神社・寺	(0)	-
合計	0.32 (0.32)	0.12

> 未整備面積0.02ha

⇒ 代替性 (③機能) 高い (×)

■実現性

④土地利用の状況：恒久的な施設 (瓦第221号線) として供用されている。

⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)

⑤事業化の目途 (今後10年間)：なし

⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

■総合評価 (地域固有の要素など、その他検証事項)：

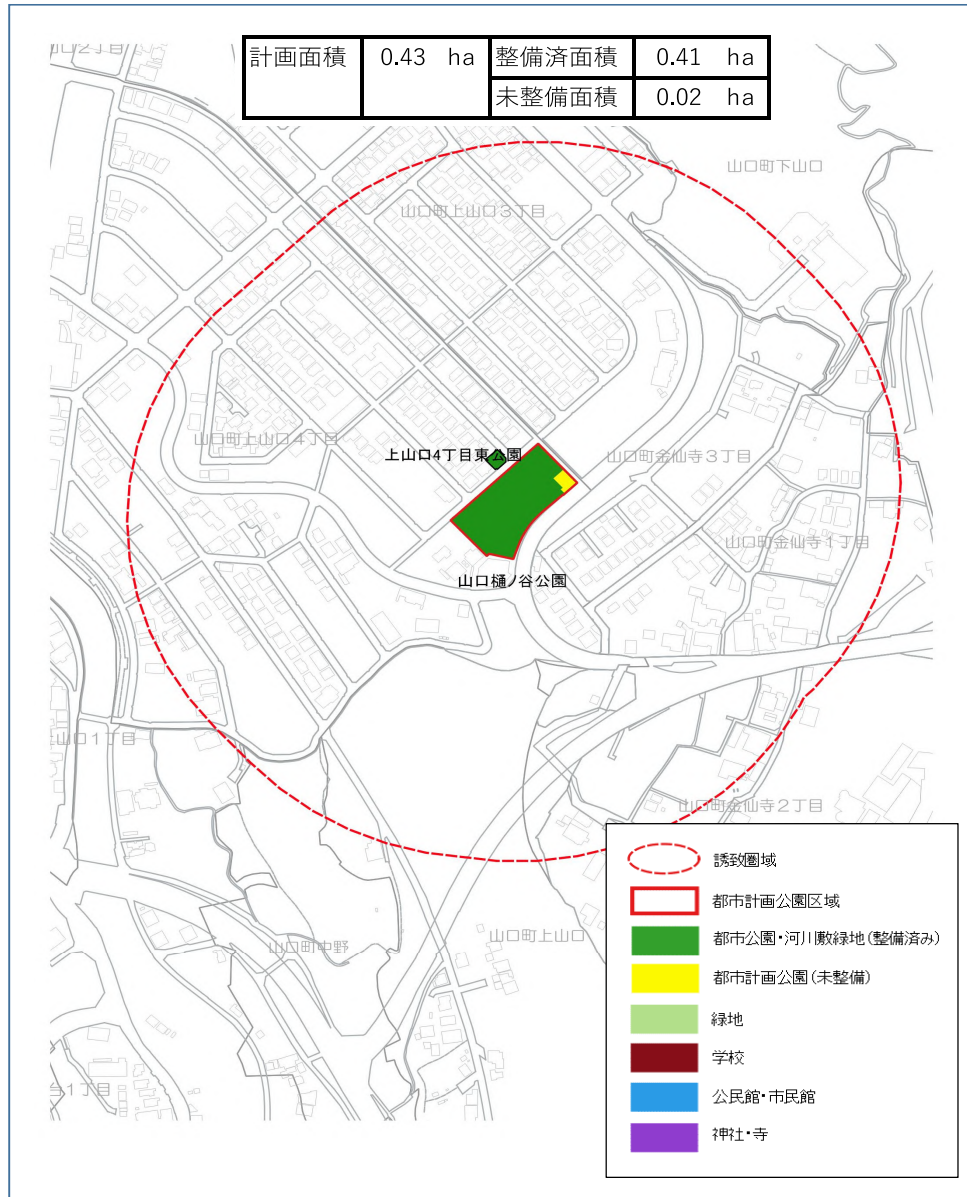
・公園機能は充足しており、道路区域は整備見込みがないため廃止。

判定： 変更 (一部廃止)

未整備区域の全て (道路区域) を廃止する。 (区域変更後の面積：0.08ha)



2. 2. 3097号山口樋ノ谷公園 公園種別：街区公園



■必要性 (山口小学校区)

①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積：13.34㎡ > 1.0㎡

⇒ 必要性 (①) 低い (×)

■代替性

②公園配置：誘致圏域 (250m) 内に整備済の都市公園がある。

⇒ 代替性 (②配置) 高い (×)

③周辺施設の代替機能

機能 周辺施設	①都市環境 ②景観	③防災 ④レクリエーション
	都市公園・河川敷緑地	0.02
緑地	0	-
学校	-	0
公民館・市民館等	-	0
神社・寺	(0)	-
合計	0.02 (0.02)	0.02

> 未整備面積0.02ha

⇒ 代替性 (③機能) 高い (×)

■実現性

④土地利用の状況：恒久的な施設 (横断歩道橋の橋脚) が立地している。

※道路区域に含まれないが道路管理者が管理している区域。

⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)

⑤事業化の目的 (今後10年間)：なし

⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

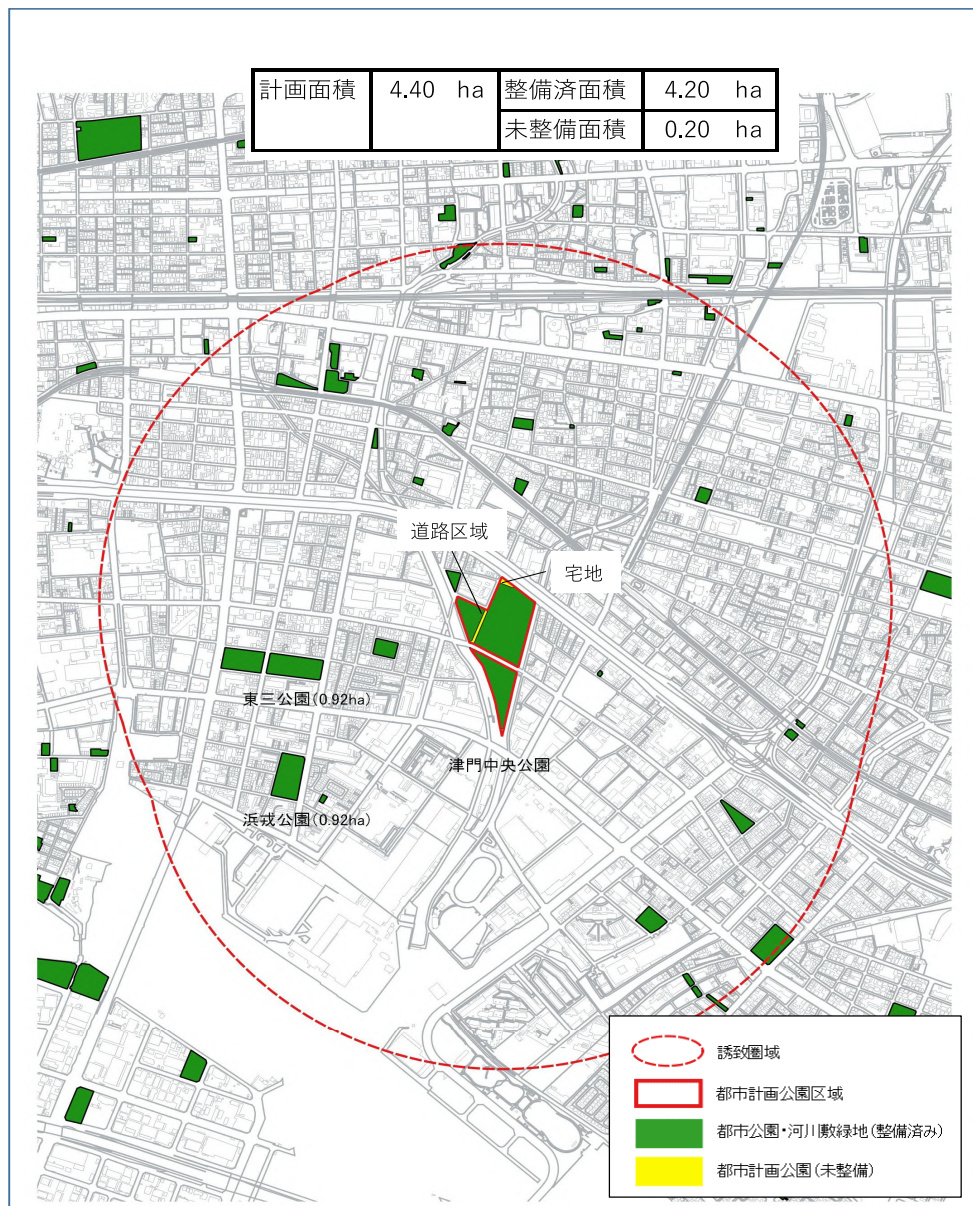
■総合評価 (地域固有の要素など、その他検証事項)：

・公園機能は充足しており、道路施設部は整備見込みがないため廃止。

判定：変更 (一部廃止)

未整備区域の全て (公共土木施設) を廃止する。(区域変更後の面積：0.41ha)

#### 4. 4. 305号津門中央公園 公園種別：地区公園



##### ■必要性 (今津小学校区)

①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積：4.61㎡ > 1.0㎡

⇒ 必要性 (①) 低い (×)

##### ■代替性

②公園配置：誘致圏域（1 k m）内に概ね1ha以上整備済の都市公園が複数ある。

⇒ 代替性 (②配置) 高い (×)

③周辺施設の代替機能

⇒ 代替性 (③機能) 検証対象外 (－)

##### ■実現性

④土地利用の状況：未整備区域の大半は恒久的な施設（道路区域 西第56号線）として供用されている。そのほかは宅地等で利用されている。

⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)

⑤事業化の目的（今後10年間）：なし

⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

##### ■総合評価（地域固有の要素など、その他検証事項）：

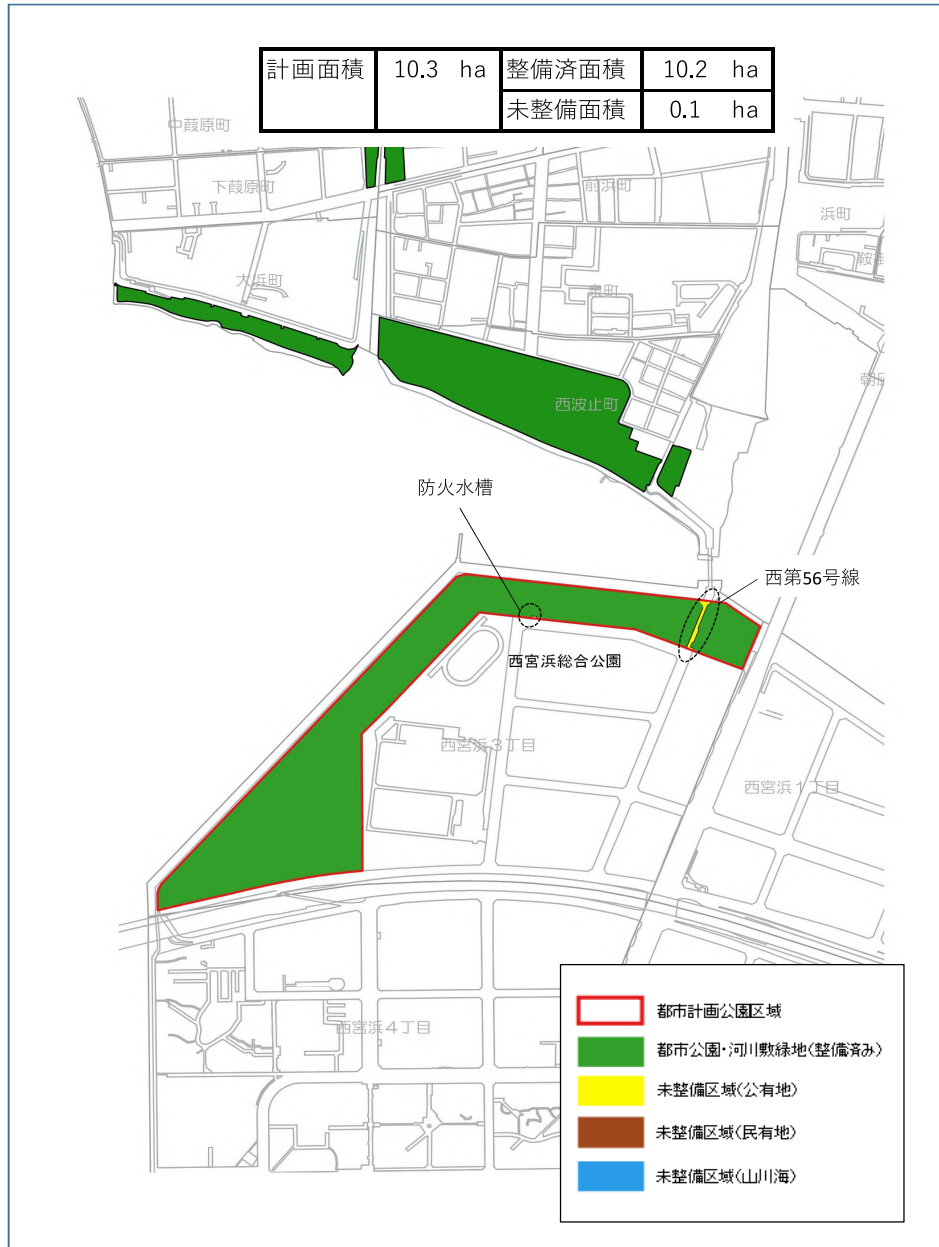
- ・北側の宅地については整備することで公園との接道条件が向上する。
- ⇒公園機能は充足しており道路区域及び南端部は整備の必要性がないため廃止、北側は公園機能向上のため存続する。

判定： 変更（一部廃止）

未整備区域のうち道路区域及び南端部を廃止する。（区域変更後の面積：4.2ha）



5. 5. 303号西宮浜総合公園 公園種別：総合公園



■必要性

①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積  
⇒ 必要性 (①) 検証対象外 (-)

■代替性

②公園配置：誘致圏域（1km）内に概ね1ha以上整備済の都市公園がある。  
⇒ 代替性 (②配置) 検証対象外 (-)

③周辺施設の代替機能  
⇒ 代替性 (③機能) 検証対象外 (-)

■実現性

④土地利用の状況：恒久的な施設（道路区域 西第56号線、防火水槽がある）。  
⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)

⑤事業化の目途（今後10年間）：なし  
⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

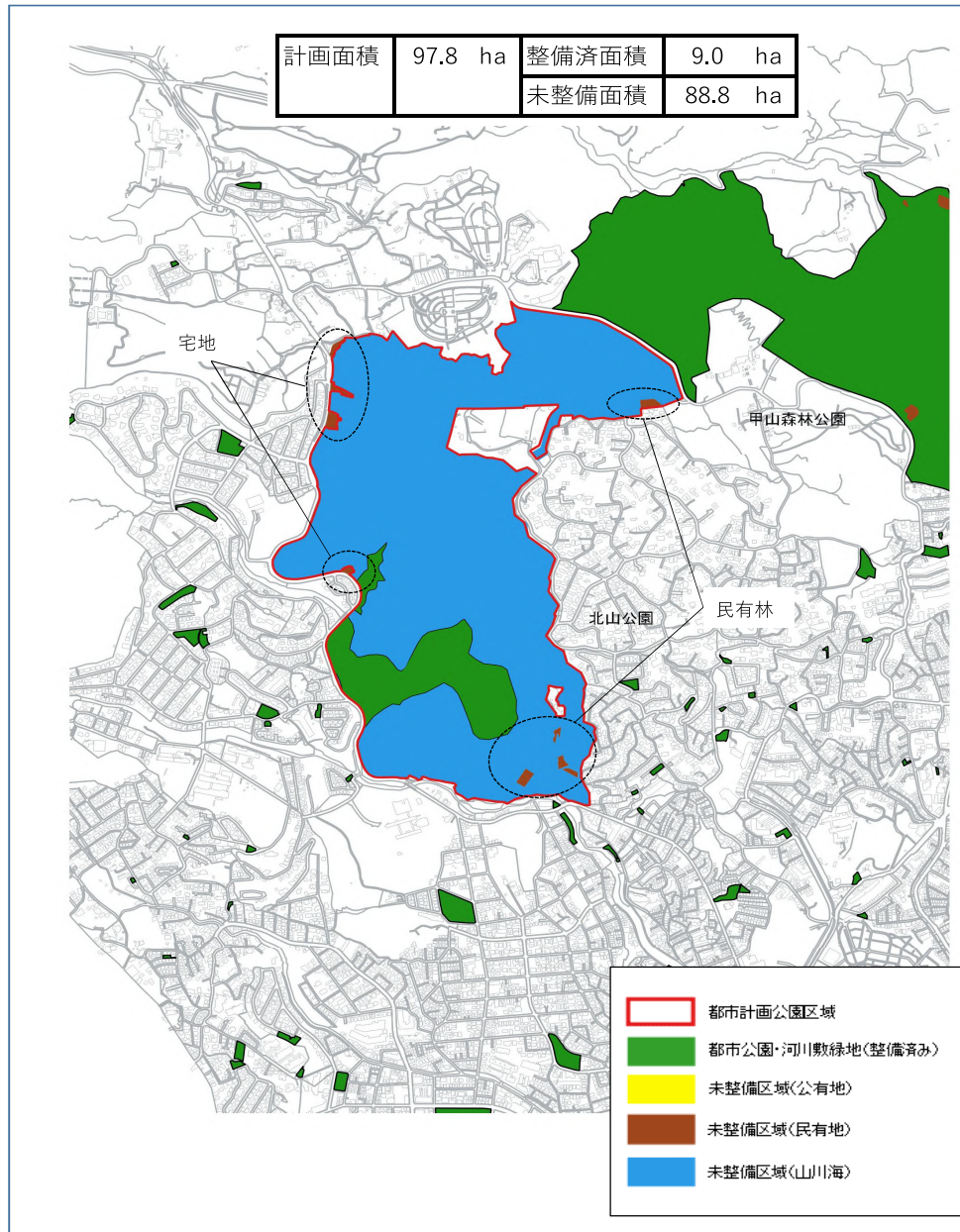
■総合評価（地域固有の要素など、その他検証事項）：

- ・未整備区域は恒久的な施設（道路区域と防火水槽区域）として利用されており、整備の実現性が低い。
  - ・未整備区域は都市計画公園区域全体からみると僅かであり、廃止しても当初計画した公園機能は確保できる。
- ⇒公園機能は充足しており、道路区域・防火水槽区域は整備の必要性がないため廃止する。

判定： 変更（一部廃止）

未整備区域（道路区域（西第56号線）、防火水槽）を廃止する。  
（区域変更後の面積：10.2ha）

7. 6. 301号北山公園 公園種別：特殊（風致）公園



■必要性

①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積  
⇒ 必要性 (①) 検証対象外 (－)

■代替性

②公園配置：誘致圏域（1km）内に概ね1ha以上整備済の都市公園がある。  
⇒ 代替性 (②配置) 検証対象外 (－)

③周辺施設の代替機能  
⇒ 代替性 (③機能) 検証対象外 (－)

■実現性

④土地利用の状況：未整備区域の大半は山林である。一部に宅地がある。  
⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)

⑤事業化の目途（今後10年間）：なし  
⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

■総合評価（地域固有の要素など、その他検証事項）：

- ・未整備区域の大半である山林部（国有林+民有林）は現状で公園機能を有しているため存続する。
- ・未整備の山林を含めると当初計画した公園は概成できており、一部の宅地（全体97.8haのうち、宅地0.33ha）を整備する必要性・実現性は低い。

判定： **変更（一部廃止）**

民有地を含め、山林として公園機能を有している区域は存続し、宅地の区域を廃止する。